

## 広島県告示第八百四十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定によつて、事業の認定をした。

平成二十年十月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 一 起業者の名称

広島市

### 二 事業の種類

筒瀬福祉センター（仮称）建設事業

### 三 起業地（起業地及び収用する物件）

#### 1 収用の部分

広島県広島市安佐北区安佐町大字筒瀬字梶ノ木地内

#### 2 使用の部分

なし

### 四 事業の認定をした理由

#### 1 法第二十条第一号の要件への適合性について

筒瀬福祉センター（仮称）建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十二号に該当するものに関する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

#### 2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である広島市は、起債及び一般財源により財源措置を講じている。また、広島市は、施設の設定及び管理に関する条例を改正する予定であることから、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

#### 3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 本件事業は、広島市が、広島市安佐北区安佐町大字筒瀬地区（以下「筒瀬地区」という。）において地域福祉の推進を図るため、福祉センターを建設するものである。

現在、筒瀬地区には福祉センターが整備されていないことから、福祉ボランティアの育成及び福祉相談等の福祉活動が困難な状況にあり、地域福祉の推進に支障を来している。

本件事業の完成により、福祉活動の拠点施設が整備され、各種福祉相談の実施、福祉ボランティアの育成及び住民間のコミュニケーションの形成等が可能となり、地域福祉が推進されることから、得られる公共の利益は大きいものと考えられる。

他方、本件事業は、広島市教育委員会と協議を行ったところ、起業地内において、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は確認されておらず、工事着手して差し支えない旨の回答を得ている。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく動植物について、現地調査及び「改

訂・広島県の絶滅のおそれのある野生生物」を基に検討を行った結果、それらの存在は確認されていないことなどから、失われる利益は小さいものと考えられる。

以上のことから、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

- (二) また、本件事業の位置の選定については、県道下佐東線沿い案（以下「申請案」という。）のほか、筒瀬八幡神社横案及び岡田地区案の三案で検討が行われている。申請案と他の二案を比較すると、交通の利便性が高いこと、工事の難易度が低いこと、事業費が最も廉価となることから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的と認められる。

- (三) 以上のことから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。
- 4 法第二十条第四号の要件への適合性について

- (一) 3 (一)で述べたように、筒瀬地区には福祉センターが整備されておらず、地域福祉の推進に支障を来していることから、できるだけ早期に本件事業を施行し改善を図る必要があると認められる。

また、筒瀬地区の住民で組織する筒瀬親和会から、本件事業の早期整備に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

- (二) 起業地は、本件事業を実施するために必要とされる最小限の範囲である。
- (三) 本件事業の起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないもので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。

- (四) したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。

#### 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

広島県広島市役所